

## 岡山市ナシフグ取扱い要領

(趣旨)

第1条 ナシフグの衛生確保については、「岡山市ナシフグ取扱い要綱」(平成28年3月16日岡保管第2229号保健福祉局長通知。以下「要綱」という。)定めるほか、この要領に定める。

(県及び県漁連への協力)

第2条 保健福祉局長は、岡山県要綱第4条第3項に規定するナシフグ指導員養成会の開催に協力する。

2 保健福祉局長は、岡山県要綱第2条第12号に規定するナシフグ研修の開催に協力する。

(漁協等の届出)

第3条 要綱第5条第1項又は第7項の届出において、届出者は、県漁連を経由して保健所長に届出書を提出しなければならない。

(ナシフグ取扱者の届出)

第4条 要綱第7条第1項又は第6項の届出において、届出者は、漁協等及び県漁連を経由して保健所長に届出書を提出しなければならない。

(講習)

第5条 保健福祉局長は、ナシフグ処理認定者を養成するため、必要に応じて、要綱第11条第1項に規定するナシフグ処理講習(以下「講習」という。)を開催する。

2 講習の受講者に関する要件は、次のいずれか一つとする。

- (1) 岡山県条例第2条第3号に規定するふぐ処理師であること。
- (2) 岡山県条例第4条第3項に規定する免許の申請をしている者であること。
- (3) 岡山県条例附則第2項に規定する認定証を交付された者であること。

3 講習を受講しようとする者は、指定された日までに、保健所長を経由して保健福祉局長に申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

4 講習の内容は、次に掲げるものを必須とする。

- (1) ナシフグを含むふぐに関する知識
- (2) ナシフグの衛生確保を含む食品衛生に関する知識
- (3) 要綱及びこの要領を含む食品衛生関係法規

5 保健福祉局長は、受講者に対し、前項の内容について試験を行う。

(認定)

第6条 保健福祉局長は、前条第5項の試験の合格者をナシフグ処理認定者に認定するとともに、ナシフグ処理認定証(別記様式第2号)を交付する。

(ナシフグ処理認定証の再交付等)

第7条 ナシフグ処理認定証の再交付を申請しようとする者は、保健所長を経由して保健福祉局長に再交付申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 ナシフグ処理認定証の書換交付を申請しようとする者は、保健所長を経由して保健福祉局長に書換交付申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 第1項の規定により、再交付を受けた後、亡失した認定証を発見したときは、ナシフグ処理認定証返納届出書（別記様式第4号）により、保健所長を経由して保健福祉局長に認定証を返納しなければならない。

4 要綱第11条第4項の規定により、認定を取り消されたときには、返納届出書（別記様式第4号）により、保健所長を経由して保健福祉局長に認定証を返納しなければならない。

(表示)

第8条 要綱第12条第2項の別に定める表示方法は、次のとおりとする。

(1) 管理番号については、管理番号である旨の文字の次に、該当する番号を記載しなければならない。

例 「岡山県ナシフグ産地確認証紙管理番号 A12345」, 「産地確認証紙管理番号 A12345」, 「管理番号 A12345」等

(2) 証紙を貼付及び添付した漁協等の名称又は氏名については、「集荷」の文字の前又は後に、以下のように記載しなければならない。

ア 漁協の場合は、次のいずれかの文字を記載すること。

「岡山県〇〇漁業協同組合」, 「岡山県〇〇漁協」

イ 県漁連が指定した者の場合は、法人の名称又は個人の氏名の前又は後に、次のいずれかの文字を記載すること。なお、法人の名称における「株式会社」等は、「(株)」又は「KK」等と省略してもよい。

「岡山県漁業協同組合連合会指定者」

「岡山県漁業協同組合連合会指定」

「岡山県漁連指定者」

「岡山県漁連指定」

例 「集荷 岡山県A漁業協同組合」, 「岡山県A漁協集荷」, 「集荷 岡山県漁業協同組合連合会指定(株)A」, 「集荷(有)B岡山県漁連指定者」, 「集荷 岡山県漁業協同組合連合会指定者 岡山太郎」, 「岡山県漁連指定岡山二郎集荷」等

(3) 漁獲年月日については、漁獲年月日又は漁獲の旨の文字の前又は後に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10条）の第3条に規定された消

費期限又は賞味期限の年月日の記載と同様の方法で記載しなければならない。

例 「漁獲年月日 平成 27 年 4 月 1 日」, 「漁獲年月日 2015 年 4 月 1 日」,  
「27. 4. 1 漁獲」, 「漁獲 2015. 4. 1」等

附 則

(施行期日)

この要領は、要綱を施行した日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

岡山市保健福祉局長 様

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

ナシフグ処理講習受講申請書

岡山市ナシフグ取扱い要綱第11条第1項に規定するナシフグ処理講習を受講したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者の所属

1 名 称

2 所在地


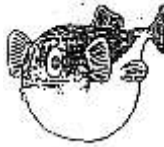
3 電話番号

備考：岡山県ふぐ処理等規制条例（平成 27 年岡山県条例第 57 号）第 6 条第 1 項に規定するふぐ処理師免許証若しくは附則第 5 項に規定する認定証又は岡山県ふぐ調理等規制条例（昭和 49 年岡山県条例第 42 条）第 7 条に規定する登録済証の写しを添付してください。

なお、岡山県ふぐ処理等規制条例第 4 条第 3 項に規定する申請をしている者にあつては、欄外に「申請中」と朱書きしてください。

別記様式第2号（第6条関係）

（表）

認 定 番 号 第            号		
	ナシフグ処理認定証	
氏 名		
年    月    日生		
<p>上記の者は、岡山市ナシフグ取扱い要綱第11条第1項に基づき、ナシフグ処理認定者に認定されたことを証する。</p>		
年    月    日		
岡山市保健福祉局長		印

（裏）

この証票を携帯する者は、岡山市ナシフグ取扱い要綱第8条第1項第3号に規定する「ナシフグ処理認定者」であり、その関係条文は次のとおりです。

**岡山市ナシフグ取扱い要綱（抜すい）**

（ナシフグ処理業者）

第8条4 ナシフグ処理業者は、営業所においてナシフグ処理認定者以外にナシフグを処理させてはならない。（以下、略）

5 ナシフグ処理業者は、処理及び廃棄したナシフグについて、ナシフグ処理認定者が年度ごとに作成する報告書を、毎年4月30日までに県漁連に提出しなければならない。

（ナシフグ処理認定者）

第11条3 ナシフグ処理認定者は、処理に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 通知、岡山県条例及びこの要綱に従って処理すること。
- (2) 出荷箱に証紙が貼付及び添付されたラウンドを処理すること。
- (3) 漁獲日から3日以内に処理すること。
- (4) 皮の除去に当たっては、皮下組織（薄皮）を残さないこと。
- (5) 処理が完了するまでは、凍結しないこと。

（表示）

第12条 処理済みのナシフグを包装して販売する者は、食品表示法第4条第1項に規定する表示の基準（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号））に従い表示するほか、証紙に記載されている管理番号、証紙を貼付及び添付した漁協等の名称又は氏名並びに漁獲年月日についても表示しなければならない。

別記様式第3号 (第7条関係)

	年 月 日	
岡山市保健福祉局長 様		
住 所		
ふりがな		
氏 名		
再 交 付 ナシフグ処理認定証 申請書 書換交付		
岡山市ナシフグ取扱い要領第7条の規定により，ナシフグ処理認定証の	再 交 付 書換交付	
を申請します。		
申 請 者	本籍 (都道府県)	
	生 年 月 日	年 月 日
	住所地の電話番号	
ナシフグ処理	認 定 番 号	第 号
認 定 証	認 定 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
理 由		

- 備考：1 再交付又は書換交付については，いずれかに○をつけてください。  
 2 再交付申請の場合には，変更内容を記入する必要はありません。  
 3 書換交付申請の場合には，ナシフグ処理認定証を添付してください。

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

岡山市保健福祉局長 様

住 所

ふりがな

氏 名

ナシフグ処理認定証返納届出書

岡山市ナシフグ取扱い要領 第7条第3項 の規定により、ナシフグ処理認定証を返納  
第7条第4項  
したいので届け出ます。

申 請 者	本籍（都道府県）	
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
ナシフグ処理 認 定 証	認 定 番 号	第 号
	認 定 年 月 日	年 月 日
理 由		

備考：ナシフグ処理認定証を添付してください。